

第三章 通信

第一節 通信の発達

通信の起こり

情報を伝達することは人間の集団生活に必要なことのできないものである。自分の意志を他人に伝え、持っている情報を互いに交換することから発展した通信は現代情報社会において、より重要性をもつものとなつていく。わが国の通信が国の制度の一つとしてとりあげられるのは大化二年（六四六）のことといわれている。全国統一を成しとげた大和朝廷は、中央と地方との連絡を図るために交通通信の制度を整備確立することが必要になり大化二年正月に「畿内ニ国司、郡司、関塞、防人、駅馬、伝馬ヲ置ク」という原則を定め全国の各駅には定められた人数の人足と馬とが配備された。中央官庁の命令を持った使者は沿道の駅ごとに馬を乗り継いで目的地に向かい、地方からの情報は、この伝馬を使って都に集められた。このように隣国唐の駅遞制度を参考にしてわが国で実施し、一応円滑に運用されたこの伝馬制度も平安時代に入ると駅や駅馬を維持管理する経済的な問題や律令制の衰微にともなう運用の不完全化等のために次第に崩壊し自然消滅ということになってしまふ。時を経て、源頼朝が鎌倉幕府を開くと京と鎌倉、地方と鎌倉という連絡が必要となり今日も鎌倉街道と呼ばれる道が数多く残されているように鎌倉幕府を中心とした情報網ができ上がる。

戦国時代に入ると各地の大名は自領内にそれぞれ独自の伝馬制度をしき情報収集に力を入れた。特に交通路の大部分を陸路に依存する東国の武將北条・今川・武田の通信制度は特に進んだものであったといわれている。武田家の伝

馬制度については、天文九年（一五四〇）八月、信虎が信州佐久郡海ノ口の間屋にあてた伝馬印判状が残されていることから、このころには甲斐武田領の伝馬制度は確立していたといわれる。

馬による通信手段のほか、この時代の通信施設については「飛脚篝火」と呼ばれる「のろし通信」に使われた烽火の遺跡が山梨県下各地に残されている。武田家の非常用通信のために設けられた「飛脚篝火」は、甲府のつづじが崎の武田館を中心として四方の見通しのきく山々にのろし台を設け、定められた種類ののろしをあげて交信を行い、情報を伝達した。昼間あげるものを「のろし」、夜間のものを「かがり火」と呼びわけたと言われる。甲斐と駿河との国境からは、本栖湖畔の城山、阿難坂砦、中道町右左口の城山、同じく上曾根にある勝山城と継いで甲府武田館に到達する。

このように古代から一応完備されたといわれる通信制度は、すべて公用のためのものであり、一般の民衆には縁のないものであった。用事のあるときには自分が出掛けるか、たまたま同じところに用事があつて出掛ける人に書状を持っていつてもらうか（これを幸便といっている）、または自分の使用人を使って手紙を届けるかしか方法がなかった。このような民間人のために通信手段ができるのは徳川時代に入ってからである。料金をとって手紙や荷物を目的の地に届ける町飛脚は、元和元年（一六一五）以来、大坂城定番士が家士を飛脚として書状や荷物を江戸に送り、家族との交流をはかっているのに着目した大阪商人が寛永十六年（一六三九）に若干の納金を出して大坂定番士の名前を借用し、東海道の駅々を安い御定賃銭でもって人馬を使用し自分らの書状や荷物を運んだのがはじまりだと言われている。

寛文三年（一六六三）になると京都、大阪の同業者が大坂城番の保護をはなれ、公認の定飛脚問屋となり、以来明治維新に至るまでのおよそ二百年間、近世の経済に大きな役割を果たしたことになる。

甲斐の府中と言われる甲府には寛永末ごろから飛脚屋があつたと伝えられるが、これは小荷物の運送を主とした荷問屋で併せて書状の配達をも請負つていたものと思われる。元禄七年（一六九四）に堺屋吉兵衛、飛角屋徳左衛門が江戸までの三度飛脚を開業している。三度飛脚とは毎月三回定めた日に飛脚便を差し立てるところからこの名が生まれ、またその宰領が用いた笠と言うことから三度笠の名称が残っている。享保二年（一七二七）になると柏屋藤兵衛、小松屋善兵衛の二名が甲州一円をその営業範囲としたといわれるがその詳細は不明である。天保年間になると江戸定飛脚問屋の一軒である京屋が甲州一円をその営業範囲とし、ついには京屋は甲州で独占的な地位を占めるようになる。京屋は甲府の山田町（現甲府市中央二丁目）に店舗をかまえ、諸国宛の書状や小荷物の差し立てを行うとともに京都には生糸の荷物（登せ糸）を運んでいる。この京屋は郡内の吉田に出店を持ち、郡内地方の生糸を一括して京に送り出しているのだ、これとともに書状の配達も行われた。またこのような定飛脚問屋の下には町飛脚と呼ばれる近隣の村々を結ぶ下請業者があつたが、これらの町飛脚についても詳細は現在のところ不明である。

このように飛脚屋の営業網が全国に広げられたとは言え、それは主要街道沿いの市街地が主で農山村への手紙の送達は依然として不便なものがあつたし、飛脚の料金も高額であつたために飛脚を利用出来るのは武士、町人、豪農のうちの特定の人々に限られていた。

この他代官所からの通知である御用状や、村と村との連絡文書等は専門の飛脚屋の手を経ることもあつたが、主に「村継ぎ」と呼ばれる方法で目的地に送られる。この村継ぎは代官所や名主宅での下働きの人たちの手により村々を順達していくもので、これを「ありき」と呼んでいる。これは「あるき」のなまつたものであるといわれる。

郵便のはじまり

明治維新を迎え、それまで飛脚業者の専業となつてきた信書の通送を先進諸外国と同じように国家事業として国民

が広く利用できるものにしようとしたのが明治新政府の郵便権しゆのかん正となった前島密ひそかである。明治三年（一八七〇）に運輸通信関係の政府最高責任者である郵便権正に就任した前島は、新式郵便実施の計画を作成し太政官に提出したが、その実施直前に租税権正に転任し英国へ出張することとなり、その後任として郵便権正となったのが甲府出身の杉浦謙ゆづるである。

杉浦は天保六年（一八三八）九月、甲府二十人町（現甲府市相生二丁目）に生まれ、甲府徽典館教授方手伝見習、甲府町方御用掛を勤めて江戸に出仕、外国奉行支配組頭となったときに明治維新となり徳川家第十六代家達に随って静岡に移住した。新政府の命により民部省に勤めることとなり前島が出張のあと新式郵便実施の最高責任者として郵便切手の発行や郵便取扱役（郵便局長）の任命等新式郵便創始の準備を行うが、杉浦は幕臣時代に二度にわたりフランスへ出張しているのでこの時の知識が大いに役立つている。

杉浦はさらに郵便正かみに昇任されるが、郵便事業発足の四カ月後に大蔵省に転出、のち内務省地理局長在職中の明治十年（一八七七）に四十一歳の若さで死去した。

明治四年（一八七一）三月一日、東海道沿いに東京―大阪間に政府による新式郵便がはじめられた。（三月一日は新暦で四月二十日にあたり、そしてこの日は郵政記念日となっている。）明治四年の七月には横浜に郵便役所が開設されるにさいし横浜―甲府間に別仕達郵便（郵便が出されると特別に脚夫を任立てて宛先に送る）の取り扱いが始められた。これが甲州に新式郵便が出現する最初である。

この郵便路線は、八王子を経て甲州道中を甲府へ至るものであるが、この時の郵便は横浜から甲府へ手紙を配達することは出来たが、甲府から横浜へ郵便を出すことは出来ない不便なものでこのようなときは従来の飛脚屋を利用しなければならなかった。甲府に郵便取扱所が設けられるのはそれから五カ月後の明治四年十二月のことである。東京

—大阪間の郵便線は長崎まで延ばされることとなりそれとともに東海道沿いの各地から近隣の街々へ郵便の取り扱いが開始された。東海道吉原駅（現静岡県富士市）から甲府柳町（ここに甲府の宿駅があった）までの間に郵便枝道（支線）が開始されることとなり、甲府柳町駅で代々問屋役を勤めた加藤源六郎が郵便取扱人に任命された。郵便取扱所（現郵便局）は柳町問屋のあった柳町二十二番地に設けられる。

これについては明治四年十二月七日付で山梨県庁より県下各村々に次のような達しが出されている。

今般東京ヨリ東海道筋長崎筋迄郵便開被仰出候	右東海道	切手同人方ニ而売下候管候条東京并京大阪其他同道中筋近傍
筋最寄三十里之場所エ枝道郵便御開付甲府柳町駅エ右取扱所		エ書状其外差出度候者ハ一六前日夕前七時迄ニ柳町取扱所郵
ヲ設ケ東海道吉原駅エ便達之積当月十六日ヲ初トシテ月々一		便書状箱エ可差入 右者海内一般御開ニ相成候趣意而至理之
六之日ヲ発途ニ取極右柳町加藤源六郎ニ取扱申付	郵便賃銭	儀ニ付聊無懸念（以下略）

この布達によると「甲府ヨリ東海道吉原駅通東京迄凡五拾六里宛、横浜迄凡四拾九里宛、西京迄凡百拾六里宛」となっており、当時は信書一通二匁（七・五グラム）までごとに二十五里以内百文、五十里以内二百文、百里以内三百文、二百里以上五百文と重さと距離によって料金が異なっていたが、甲府—東京間二匁までの書状一通の料金は錢三百文、横浜は二百文、京都には四百文の料金となる。

また、この吉原—甲府間の郵便はどこを通過して運ばれたのであるか、布達には吉原と甲府の地名のみの表示であるため明らかではない。明治初年の山梨県下の道路のうち東海道と結ばれているのは御坂・籠坂を越える御坂路、上芦川と大石を経て本村を通り富士山西麓を通過して吉原に至る若彦路、右左口を通過して本栖を経て根原へ通ずる中道往還と富士川沿いに駿州に達する河内路の四本があるが、甲府—吉原となると若彦路か中道往還の二本となり、さらに距離、道路状況等を勘案すると右左口、古関、精進、本栖と一応宿場の設けられていた中道往還が県下初の郵便線路と

して使用されたと考えられる。

翌明治五年（一八七二）七月には政府は全国各県庁所在地と東京との間に郵便を開始し県下には甲州道中沿いに上野原、鳥沢、初狩、勝沼、石和と谷村および市川大門にそれぞれ郵便取扱所が設置された。甲府郵便取扱所は甲府郵便役所に昇格する。この年五月には民間の信書通送は禁止されて郵便事業は政府の専掌となり、従来の飛脚屋は手紙を除いた小荷物運送を専門業とせざるを得なくなり、同年十二月には飛脚問屋仲間による陸運元会社が設立された。同社は各地の宿駅問屋の人等にも参加を求め明治八年（一八七五）に内国通運会社となり、これが現在の日本通運株式会社の前身となっている。

明治六年（一八七三）六月には甲州道中葦崎、台ヶ原の両駅に郵便取扱所を設け、翌七年（一八七四）五月には富士川沿いに東海道奥津迄の間に鯉沢、八日市場（現中富町）、相又（現身延町）、南部、万沢（現富沢町）の五取扱所が設置される。同年七月一日には山梨県下各地三十七ヵ所に郵便取扱所が新設され、合計数は甲府郵便役所をはじめ五十一の取扱所をかぞえることとなる。

鳴沢村の郵便事情

明治七年（一八七四）七月に県下各地に郵便取扱所が設置され新式郵便は一般民衆に知られることとなったが、本村には郵便取扱所は設置されなかったため、その恩恵に浴することは少なかつた。村民は郵便を出すには郵便取扱所のあつた川口か吉田へ出掛けて差し出し、また本村あての郵便物は川口の取扱所から郵便配達人により届けられたのである。しかし、この場合別立便となるので別立立料金を徴収された。

この明治七年七月の県下各地郵便取扱所増設に際し県では同年六月二十八日付で開設の布達を発し、併せて郵便通送についての心得も各地郵便取扱人（郵便局長）に通知している。それによると、「石和山中両地於テハ双方ヨリ郵便

脚夫ヲ仕出シ石和ノ脚夫ハ上黒駒、山中ノ脚夫ハ上吉田川口ノ郵便発着ヲ心得適宜中央ノ地於テ郵便物交換帰駅可致事」「上黒駒於テハ石和ノ脚夫川口上吉田ニ於テハ山中ノ脚夫往復共立寄候筈ニ付郵便物受渡可致事」とあるので当時の郵便は甲府に集められ、それから各地に届けられることがわかる。甲府を出た郵便は石和、黒駒と継送され御坂峠を越えて川口、上吉田、山中へと送られた。このような経路で通送された明治初期の本村関係の郵便物は差し出し、受け取りともに未発見であり、またその取扱数も非常に少なかったと思われる。

創業当時、明治政府はこの新しい郵便を民衆に周知し、これを円滑に運用するために中央には駅通寮を設け、各県の郵便業務の指導監督はそれぞれの県庁に委ねるのが良いとの考えから各県機構の中に駅通掛、郵便掛と称する係を設けて管内の郵便事業の指導監督を行ったが、本県においても庶務課の中に郵便掛を設けて事務処理を行っている。したがって明治七年七月の山梨県下各地に郵便取扱所を設置するにも、その設置場所や取扱人の選定は県庁の郵便掛で調査のうえ中央の駅通寮に具申したものと思われる。本県の場合は関係諸書類が失われているため詳しいことは不明であるが、川口郵便取扱所の初代取扱人は中村織江が任命されている。

明治八年一月一日から全国の郵便役所（本県では甲府のみ）、郵便取扱所は名称をすべて「郵便局」と統一改称することとなる。これにより現在の郵便局と言う呼称が生まれ、「局に行く」と言えば郵便局に行くのを意味するほど普及している。

明治十三年（一八八〇）六月一日には船津郵便局の前身である大富郵便局が開局され、初代局長には井出彦四郎が就任する。

明治六年（一八七三）に公布され毎年のように改正されてきた郵便規則を大幅に改訂した郵便条例が明治十六年（一八八三）一月より実施され、従来書状の基本料金二匁まで二銭、ただし市内郵便とも言える同一局地内を相互に発着

するものは半額の一銭、また郵便局のない在所へ配達する場合（本村はこれに該当する）は別仕立てとして追加料金を徴収するなどの区別があつたものを全国一率の二匁まで二銭に改めるなど今日の郵便法に近づいた郵便体型が出来上つた。

これとともに同年三月には駅逦区編成法が制定されて、これまで各県庁の郵便掛が担当していた郵便事業の指導監督を駅逦局が直接行うことと改め、ここで郵便事業は山梨県庁の手をはなれて完全に政府監督の体制に入るのである。山梨県ではこれに先立って明治十五年（一八八二）六月に山梨県令藤村紫朗名をもつて県下各郵便局の集配受け持ち区域が定められた。

告第五六号

当管内郵便局市内外区別及ヒ郵便投書函設置之箇所別表之通相定メ来ル七月一日ヨリ施行候條此旨告示候事 但本文新置ニ係ル郵便函ハ各村役所前ニ設置ノ管ニ候條通常郵便物ハ各自適宜ニ右函へ投入スヘシ

明治十五年六月廿八日 山梨県令藤村紫朗

別表

山梨県各郵便局市内外区別表

表中○ハ投書函設置セシ町村ニシテ△ヲ付セシハ為換金

取扱局ノ印トス

大富	南都留	大富	○勝山○大嵐○鳴沢
局名	郡名	市内町村名	市外村名

河口	同	河口	○大石○長浜○西湖
東八代			

〔注〕郵便函ハ郵便ポストのこと

市内・市外ハ郵便局の集配方法は、その受持区域の広狭に応じていくつかの区画を作り、それぞれに集配人を配置するが、人口稠密な地区は郵便物の量も多くなるので自然取集めや配達の数もふえてくる。これをその郵便局の市内地域、その他の地域を郵便市外と言う。これは行政区の市内・市外とは異なるものである。別表は本村関係のみを抜すいする。

ここに本村役場前に最初の郵便ポストが設置され、役場で郵便切手を売捌いたと思われるが、これで村人は船津や河口までわざわざ郵便を出しに行かなくとも村内である程度の用は達することが出来る様になった。

明治二十四年（一八九一）大富郵便局は船津郵便局（三等局）となり、同二十七年からは郵便為替と郵便貯金の取り扱いがはじめられる。明治三十五年（一九〇二）に調査した山梨県下各局の郵便貯金高をみると、全五十九局の総預金額は十二万八千余円で、うち甲府郵便電信局が三万六千六百余円と約三分の一に近い成績をあげているが、船津局は総額二千三十五円余、平均一人当り十円八十八銭、河口局は総額二四八円余で平均一人当り二円八十五銭となっている。

また郵便局の規模を明治三十五年十月現在の三等局概況一覽でみると別表のようになっている。

別表 東京郵便電信局区内三等局概況一覽

局名	局長名	事務員数	技術員数	通送人数	集配人数	局長手当	収入印紙高	郵便切手高
吉田	白須孝一	三・八人	三・〇人	五・一人	五・〇人	四円	二、四〇三円	四、四六二円
船津	井出延興	一・七	—	—	一・七	二	一七六	九七九
河口	高橋常虎	一・四	—	二・二	二・八	二	九五	四七〇

（印紙・切手売上高は一ケ年、他は一ヶ月の金額）

大正五年（一九一六）八月二十日には勝山村に勝山郵便局が開設されたが、この勝山局は無集配局であったため、鳴沢への郵便は従来と同様船津局により配達されていた。

通信省告示第六百七十六号

大正四年勅令第二百十五号ニ基ク請願ニ依リ本月二十六日ヨリ左記三等郵便局ヲ設置ス

但シ郵便物集配事務ヲ取扱ハス

大正五年八月二十四日

通信大臣 箕浦勝人

名称 位置

勝山郵便局 山梨県南都留郡勝山村（船津局集配区内）

大正十五年（一九二六）二月には勝山郵便局は船津局よりはなれて集配局となり、鳴沢村は勝山局の集配区内となり、現在に至っている。

通信省告示第百五十号

大正十五年二月一日ヨリ左記郵便局ニ郵便集配事務ヲ開始ス

大正十五年一月二十七日

通信大臣 安達謙蔵

名称 位置

青柳郵便局 山梨県南巨摩郡増穂町

勝山郵便局 同 南都留郡勝山村

黒沢郵便局 同 西八代郡豊和村

鳴沢郵便局開局

本村で郵便業務がはじめられたのは、昭和十四年（一九三九）のことである。

通信省告示第三千五百十五号

昭和十四年十二月六日ヨリ左記郵便取扱所ヲ設置ス

昭和十四年十二月一日

通信大臣 永井柳太郎



昭和17年9月の
鳴沢局の日付印(貯金用)

名 称 位 置

鳴沢郵便取扱所 山梨県南都留郡鳴沢村（勝山局郵便区内）

本村における初の郵便取扱について昭和十四年十二月一日付の山梨日日新聞はつぎのように報じている。

「鳴沢郵便局愈々開設（吉田発）既報 南都留郡鳴沢村鳴沢に開設される事となっていた郵便事務取扱所は小林高德氏が局長となつて新局舎も落成したので十二月一日事務を開始する。」

このようにして本村一、八四五番地に小林高德氏を取扱所長する鳴沢郵便取扱所が開業する。局舎は木造亜鉛葺二階建三三・三坪（階下二四、三三、階上九坪）三月二日に着工し十一月十五日に竣工したペンキ塗りの板壁をもつた洋風建築で国道一三九号線に北面して建っている。

鳴 沢 郵 便 局



当時、全国の郵便局は一等、二等、三等とあり、さらに郵便局の業務を簡易化した窓口機関としての郵便取扱所が存在していた。鳴沢は当初、この郵便取扱所として開設されたのであるが、この郵便取扱所制度は鳴沢開業の一年後の昭和十五年十二月には全国一斉に廃止となり、郵便取扱所はすべて三等郵便局に編入される。この時点で鳴沢郵便取扱所も鳴沢郵便局と改称する。なお全国一、二、三等局は、昭和十六年（一九四一）二月一日から通信官署制の改正により一、二等局は普通郵便局、三等郵便局は特定郵便局と改められ、鳴沢郵便局は無集配特定郵便局に格付けされて現在に至っている。

以下小林高德局長時代の変遷等を同局の概要書によりたどってみる。

第三章 通 信

() 内は補足説明

- 昭和十四年十二月六日 開 所
- 〃 十五年一月十七日 通信大臣 永井柳太郎氏辭任 勝
- 正憲氏新任
- 〃 六月二十四日 現金關係窓口事務扱時間平日午後三時、土曜日正午迄ニ改正。
- 〃 六月二十九日 郵便貯金規則一部改正 (貯蓄増加・事變關係債券消化の助長を図るための改正)
- 〃 七月二十二日 通信大臣 勝正慶氏辭任、村田省藏氏新任
- 〃 十一月十六日 郵便規則一部改正本日ヨリ実施 (年賀特別郵便の特別取扱を停止)
- 〃 十一月二十七日 東京地方通信局事務分掌規定改正 (定員数の改訂等)
- 〃 十二月一日 郵便取扱所廃止トナリ無集配三等局ニ改定
- 昭和十六年二月一日 通信官署改正三等局ハ特定局ト改称サル
- 〃 四月二十一日 為替金制限額引上実施
- 〃 七月一日 切手貯金復活、貯金最高最低額ノ引上実施、最低五十銭、最高三千元
- 〃 十月一日 定額貯金ノ実施
- 〃 十月十八日 通信大臣 村田省藏氏辭任、寺島健氏新任
- 〃 十月廿日 臨時郵便取締令実施 (戦事または事變に際しての郵便物の差出禁止、検閲等についての規定)
- 〃 十二月一日 月掛集金貯金廃止、積立貯金実施
- 〃 十二月八日 米英ニ対シ宣戰詔勅渙発セラル
- 昭和十七年四月一日 郵便電信電話料金ノ改正、簡易生命保険最高千円ニ引上実施、郵便貯金最高五千円ニ引上実施、東京地方通信局長高木正通氏辭任、鈴木恭一氏新任
- 〃 六月八日 貯金切手第一回売出シ
- 〃 八月一日 簡易生命保険業務取扱規程ノ改正
- 〃 九月 東京地方通信局長鈴木恭一氏辭任、岡本忠雄氏新任
- 〃 十一月一日 東京地方通信局廃止サレ東京通信局ト改称、局長岡本忠雄氏
- 昭和十八年四月一日 職員共済組合令改正 (組合員の範圍を奏任官、同待遇者まで拡張)
- 〃 十月一日 郵便年金、簡易保険令改正、定期年金四ヶ年払設ケラル



昭和19年12月の通信
日付印(貯金用)

本忠雄氏新任
昭和二十年四月一日 郵便
法、郵便規則、外国郵便
規則等改正、郵便物料金
全面的引上
四月七日 運通

〃 十月八日 通信大臣 八田嘉明

〃 十月二十日 国債貯金開始

〃 十一月一日 為替貯金規則一部改正、小為替八

〃 百円迄、振替貯金規則一部改正、通信省廃止、運輸通信

〃 省新設、八田嘉明氏大臣ニ任セラレ通信院ノ創設ト共ニ

〃 總裁ニ小松茂氏新任、東京通信局長岡本忠雄氏辞任、松

〃 永忠男氏新任

〃 昭和十九年二月十九日 運輸通信大臣八田嘉明氏辞任、五

〃 島慶太氏新任、二月二十一日ヨリ貯金券ノ取扱開始サル

〃 三月十一日 通信院總裁小松茂氏辞任、塩原時

〃 三郎氏新任

〃 四月一日 郵便法改正、第五種ヲ除キ郵便料金

〃 全面的ニ改正サル、郵便貯金利率改正、簡易保険二千円

〃 二引上

〃 七月廿一日 運輸通信大臣五島慶太氏辞任、前

〃 田米蔵氏新任

〃 九月十三日 東京通信局長松永忠男氏辞任、岡

〃 本忠雄氏新任

〃 昭和二十年四月一日 郵便

〃 法、郵便規則、外国郵便

〃 規則等改正、郵便物料金

〃 全面的引上
四月七日 運通

〃 大臣前田米蔵氏辞任、豊田貞次郎氏新任(兼任)

〃 四月十一日 同運通大臣小日山直登氏新任

〃 五月十九日 運輸通信省ハ運輸省トナリ通信院

〃 ハ通信院ト改称内閣ニ直屬、初代總裁ニ塩原時三郎氏親

〃 任、東京通信局長松永忠男氏辞任、大野勝三氏新任

〃 八月十五日 戦争終結詔書渙発

〃 八月二十日為替貯金規則一部改正、小為替三百

〃 円ニ引上、十一日ヨリ実施

〃 九月一日 通信院總裁塩原時三郎氏辞任、松前

〃 重義氏新任

〃 昭和二十一年二月十七日 金融緊急措置令公布二十五日新

〃 円トノ引換開始サル

〃 五月六日 郵便規則一部改正小包郵便料金ノ

〃 引上、為替貯金規則一部改正、料金引上

〃 七月一日 通信院ハ通信省ニ昇格、一松定吉

〃 氏通信大臣ニ新任

〃 七月二十五日 郵便法一部改正、郵便料金ハ

〃 約三倍トナル、ハガキ五十銭封書一円二十銭

〃 昭和二十二年三月三十一日 電話通話事務開始

〃 四月一日 郵便料金全面的ニ改正、電信電話

〃 為替料金等引上

〃 五月三日 新憲法実施
五月二十三日 新内閣成立、通信大臣三木武

年 度	郵便引受通数 特 殊 小 包	切手売上額 円	郵便貯金実績 円	保険年金 件
昭和二十八	三一六	一二二、〇〇〇	一、九〇〇、〇〇〇	一五三
二十九	二二〇	一〇九、〇〇〇	一、〇〇七、〇〇〇	一四五
三十	一六九	一一四、〇〇〇	一、九六五、〇〇〇	一一一
三十一	三二四	一四四、〇〇〇	二、四五八、〇〇〇	一一四
三十二	三〇一	一三四、〇〇〇	一、二四四、〇〇〇	九三
三十三	三三〇	一四八、〇〇〇	七、七四、〇〇〇	七七
三十四	三六一	一六〇、〇〇〇	六、二三五、〇〇〇	六三
三十五	三九一	一七八、〇〇〇	五、二五四、〇〇〇	六三



昭和28年9月の
通信日付印
(貯金用)

長心得となり局務を監督、翌二十九年六月二十三日付で同局の局長

昭和二十八年（一九五三）五月十五日、開局以来局長の任にあつた小林高德は退職し、同日付をもつて小林穩が局

- 夫氏新任
 - 〃 九月三日 郵便貯金利率令一部改正、第一条中二分七厘六毛トナル
 - 〃 以下制度改廃人事異動等一般的事件ノ記録ハ之ヲ省略スル
 - 〃 昭和二十二年十一月二十五日 電話交換事務開始、加入者十六名
 - 〃 昭和二十三年八月二十三日 局舎備品の国による借上げ契約覚書調印、電話加入区域設定指令話内一二四九二号
 - 〃 昭和二十四年六月一日 通信省廃庁、郵政省、電気通信省開庁
 - 〃 昭和二十六年七月三日 郵政大臣兼電気通信大臣佐藤榮作氏新任
 - 〃 昭和二十八年二月一日 横書式郵便貯金通帳発行
 - 〃 五月十五日 局長退職
 - 〃 十一月一日 郵便料金改正、電信電話料金改正
 - 〃 十一月十日 皇太子殿下立太子礼
 - 〃 十二月一日 郵便貯金法及郵団振替貯金法一部改正（料金等の改正）
 - 〃 昭和二十七年六月一日 郵便為替貯金法（公金取扱の認可、払込書等の様式改正）
 - 〃 九月一日 戦傷病者戦没者遺族等援護法に基き障害年金遺族年金国庫債券元利金支払事務開始
 - 〃 十一月一日 郵政大臣高瀬荘太郎氏新任
 - 〃 十一月十日 皇太子殿下立太子礼



昭和51年1月
の回転日付印

に就任する。小林は多現局長は三代目で、昭和四十七年六月三十日就任以来現在に至っている。

昭和二十八年から同三十五年までの同局の業務取扱数は前頁のとおりとなっている。昭和六十年代の現在とは比較出来ない

数量金額ではあるが、一地方の無集配特定局が地元の人たちと密接な関係を保ちつつ、着実な歩みを行って来たことを示している。昭和三十四年には成績優良局として郵政大臣表彰、三十五年には貯金局長表彰を受けている。

現在、本村にある郵便切手売捌所は鳴沢八一九番地、渡辺一男氏方と、大田和三一九八番地、鳴沢村農協大田和支所の二カ所である。

郵便物の上に押す通信日付印のうちに名所、名物の図を描いた風景スタンプと呼ばれている郵便印がある。昭和六年（一九三一）七月に富士山、日光等の局で使用したのが最初であるが、これも第二次大戦のために自然消滅し、昭和二十三年（一九四八）復活、全国各地の郵便局で使用されているが、鳴沢局でも昭和六十年八月十五日より熔岩樹

型と鳴沢氷穴を描き、しゃくなげの花に富士山の遠望を配した図案の風景入り通信日付印を使用している。

郵政省告示第六百九号

昭和二十六年郵政省告示第九十二号による風景入通信日付印を次のように使用する。

昭和六十年八月五日

使用局及び形式

山梨県鳴沢郵便局

郵政大臣佐藤 恵

使用開始年月日

昭和六十年八月十五日



風景入り日付印

第二節 電信・電話

電信

有線電信は、一八七三年（天保八）にモールスによって発明され、安政元年（一八五四）、ペルリ来航によりわが国に伝えられたが、明治新政府は明治元年（一八六八）十二月に電信架設の決定をし、翌二年八月には横浜裁判所と横浜灯台間に公用線を設け、同年十二月には東京―横浜間に国营事業としての公衆電信（電報）をはじめた。その後全国的に電信網の拡大に力を注ぎ明治十四年には一応国内の主要電信網は完成をみる。

このようなうち、山梨県に電信が入って来るのは明治十二年（一八七九）六月十五日のことで、当時の甲府常盤町に甲府電信分局が設けられて、甲府―東京間に和歐文電報の取り扱いが開始された。翌十三年（一八八〇）には明治天皇の山梨県下御巡幸に際し、通信の必要性により、甲府―松本―名古屋の電信線が開通する。明治二十二年（一八八九）には甲府電信分局は甲府郵便局と合併して甲府郵便電信局と改められる。このように電信（電報）事業もだんだんと一般に親しまれるようになる。富士北麓地方にこの電信事業が入って来るのは明治三十年（一八九七）のことである。

吉田郵便局は明治三十年三月六日、吉田郵便電信局となり電信事務を開始する。明治四十年（一九〇七）になると観光としての富士登山が一般に親しまれはじめ、その気象通報や登山者安全対策のために富士山頂と吉田とを結ぶ電信電話の開設の必要性が認められ、夏期登山時のみ開局された富士山北郵便局と吉田郵便局（各地の郵便電信局は明治三十六年十二月に再び郵便局の名称に戻る）の間に電信・電話事務が開始された。

以後、毎年七月末日ごろより九月十日ごろまで開設され続け、第二次大戦により昭和十六年（一九四二）に中断されたが戦後昭和三十年（一九五五）に再開された。これは吉田電報電話局富士山北臨時出張所の電報電話特設という形をとっている。

明治四十一年六月一日からは船津局において電信事務を取り扱い開始、昭和九年（一九三四）十一月一日、勝山郵便局で電信事務を取り扱い開始、昭和十一年（一九三六）一月十八日からは大石、河口の両郵便局で電信を取り扱いはじめ、電報電報も本村民の利用の面から便利になったとはいえ、電報を打つのも他村に行かねばならないという不便さがあつた。

本村における電信業務の取扱がはじめられたのは鳴沢郵便局開設後約七年たった昭和二十二年（一九四七）三月三十一日である。

鳴沢局の電報配達地域はつぎのとおりである。

普通配達区域	特別配達区域
鳴沢村一円（特別配達区域を除く）	富士山（一、二、三、四合目、二ツ山、八軒、サワラ山、焼間、片蓋、奥片蓋、前片蓋、
	サワラ山下、奥八軒、御庭、大沢、中根野、焼間、軽水、西浜村字満留尾（富士風穴）、富士崎、本沢（根場）、谷倉（根場渡）

昭和二十六年（一九五二）に通信省は、郵政と電気通信の両省に分かれ、昭和二十七年八月には電気通信省は日本電報電話公社へ業務を移譲、電信、電話は同公社によって業務を行っているが、電報配達等の一部業務については、同公社の委託を受けてその取り扱いを行っている。

現在では電話の普及により電報といえは慶弔の場合のみの利用であるが、今日のように手軽に電話が設置出来るようになったのは、昭和三十年代後半のことである。それまでは火急な用事で相手先にも電話がない場合には電報によるしかなかったのである。本村においてもこれは同様であり、鳴沢局における昭和二十八年（一九五三）から三十五年に至る電報および電話通話度数（これは郵便局に設けられた公衆電話の通話数）は次のとおりとなっている。

年 度	電報受付通数	電話通話度数	年 度	電報受付通数	電話通話度数	年 度	電報受付通数	電話通話度数
昭和二十八年	一四九二〇	一五〇	三十一	四七五二〇	二二七	三十四	三〇九	欠
〃二十九	五〇〇二〇	七六〇	三十二	三九〇二二	二〇三	三十五	四二四二八	六八四
〃三十	四五八二三	〇六九	三十三	欠	欠			

電話

一八七六年（明治九）にグラハム・ベルによって発明された電話は、現代生活の中で欠くことの出来ない必需品となつて、今や手紙よりも簡便な通信手段として一般民衆に活用されている。この電話は発明の翌年、明治十年十一月には早くも商品として日本に輸入され、十一年には東京、横浜、大阪の各都府官公庁用に設置されている。明治十二年（一八八九）一月に東京―熱海間で初の市外公衆電話業務が開始されている。

山梨における電話は、明治三十八年（一九〇五）三月一日、甲府郵便局窓口に電話室を設けて公衆の利用に供したのが最初で、これは電信に比べるとその利用は遅れている。その後県下各地の郵便局で電話業務が開始されるが、富士北麓地域における電話のはじまりは電信業務と同じ富士山北局においてである。すなわち、明治四十年（一九〇七）七月二十六日より同九月十日迄の期間富士山八合目に開設される富士山北局と吉田郵便局の間に特設電話が開設された。しかしこれは登山期間のみの特設電話であり、一般生活に利用するというものとは異なつたものである。

吉田郵便局で電話通話業務がはじめられるのは明治四十三年（一九一〇）のことであり、同局で電信事務がはじめられたのが明治三十年（一八九七）であるので電話設置は遅れている。四十五年に吉田局で電話の交換事務が開始され、○番の公衆電話以下二十二番迄の加入者があつたという。（富士五湖地方の電話の今昔 昭和五十八年）

大正二年（一九一三）一月六日より船津局で電話通話事務開始、さらに大正十五年六月十一日から船津局で電話交換事務開始、昭和になると六年（一九三二）六月二十一日に勝山局で電話通話開始、九月二十六日からは交換事務を開始している。八年九月二十六日には大石局と河口局で電話通話と交換業務を開始した。勝山局の電信が九年十一月、大石、河口のそれが昭和十一年であるので、このころになると電話業務の方が電信に先行している観がある。

本村における電話業務の開始は電信と同じ昭和二十二年（一九四七）三月三十一日であり鳴沢局の電話加入区域はつぎのとおり指定された。

(一)普通加入区域 鳴沢村字小鳴沢、同水上、同水木草里、同

西原、同西原道下、同的場（但し自六二〇番地に限

る）、同山道、同地藏前、同並木、同西白田和、同東

白田和、同境野道上、同道下、同飯塚、同堀之内、

同境野丸崎、同砂細、同蛇休場、同荻之窪、同境

野、同大木原、同大棟ノ木、同藤和田、同アゲ（但

し自三五九番地に限る）、同西前原（但し自三三六〇

番地に限る）、同小暮（但し自三四六六番地に限る）、

同小大持、同魔王、同ダッズイ、同日陰林、同前丸

尾、同猿額、同大岩

(二)特別加入区域 鳴沢村字アゲ（但し普通加入区域の地を

除く）、同西前原（右同）、同小暮（右同）、同清

水、同宮前道下、同山神土、同桑原、同的場（但し

自三〇六八番地に限る）、同水神堀内、同段和山、同

至三一五一番地に限る）、同水神堀内、同段和山、同

前原、同長塚、同札木、同犬子草里、同家上川原、

同宮前

〔注〕電話制度で普通加入区域と特別加入区域というのは、電話交換業務を行なっている郵便局を中心として一定の距離内の地域を普通、それより遠距離にある地域を特別と呼ぶ。使用料金や加入負担金が特別地域の方が高くなる。

電話交換業務開始時における加入者と電話番号はつぎのとおりであった。

- | | | | | | | | | | | | |
|------|-------|------|-------|------|-------|------|-------|------|------|------|------|
| 一 番 | 鳴沢郵便局 | 二 番 | 渡辺富明 | 三 番 | 佐藤喜幸 | 四 番 | 鳴沢村農協 | 五 番 | 渡辺輝 | 六 番 | 渡辺源八 |
| 七 番 | 小林高德 | 八 番 | 渡辺熊恵 | 九 番 | 大田和農協 | 一〇 番 | 小林利隆 | 一一 番 | 小林武頼 | 一二 番 | 渡辺喜明 |
| 一三 番 | 恩賜林組合 | 一四 番 | 鳴沢村役場 | 一五 番 | 鳴沢小学校 | 一六 番 | 渡辺邁太 | | | | |

当初十六名で発足した本村の電話も順次加入者が増え、交換式電話からダイヤル自動式へと移行する前の年である昭和四十七年（一九七二）の本村電話加入状況はつぎのようになっている。鳴沢郵便局区域内、局番〇五五五七を使用のもの一番から二八五番まで（うち欠番一七あり）、また甲乙番使用のもの十一ヶ所、四桁のダイヤル番号使用三カ所、河口湖電報電話局区域―これは新たに開発された富士スバル高原別荘地関係のもの―四桁のダイヤル番号で三十三カ所を数える。

昭和四十八年七月十九日からはダイヤル自動化により、昭和二十二年以来鳴沢局で取り扱っていた電話交換業務は廃止された。

郵政省告示第五百九十六号

次のとおり郵便局の電気通信業務を昭和四十八年七月十九日から廃止した。なお廃止した業務は、それぞれ次の電報電話局に引き継いだ。

昭和四十八年七月三十日	郵政大臣久野忠治		
名 称	位 置	廃止業務	引継局
上九一色郵便局	郵便番号 四〇九一三七山梨県西八代郡上九一色村古関上平	電話交換	河口湖電報電話局
精進郵便局	郵便番号 四〇九一三七山梨県西八代郡上九一色村精進	同	同
鳴沢郵便局	郵便番号 四〇一一〇山梨県南都留郡鳴沢村	同	同

この自動化について昭和四十八年七月十五日付の山梨日日新聞はつぎのように報じている。「十九日から自動化鳴

沢、精進、上九一色の電話交換局 鳴沢、精進、上九一色電話交換局が完成、十九日午後二時から自動化する。鳴沢交換局は総工事費一億七千万円、回線の収容能力は千三百台となっている。自動化スタート時の加入台数は一般五百四十三台、公衆電話十三台、精進交換局は総工事費一億円、回線の収容能力は四百台、現在は百八十六台の一般電話と八台の公衆電話がある。上九一色交換局は総工事費が三千七百万円、回線の収容能力は二百台、現在の加入台数は一般百七十二台、公衆電話四台となっている。三交換局とも無人だが時報、天気予報などのサービスを実施する。」

また、このダイヤル化について『富士五湖地方の電話の今昔』にはつぎのように記録されている。

「鳴沢村の電話が自動化されたのは昭和四十八年七月十九日で、プレハブ建築の局舎にC四六〇型自動交換機が設置されて、鳴沢電話交換局が開局し、鳴沢郵便局に委託されていた電話交換業務は廃止された。五十二年六月九日、富士桜別荘村に富士桜電話交換局がC二二型の可搬型自動交換機によって開局した。河口湖町の項で述べた「別荘団地」(註記)と呼ばれた自営PBXは四十八年七月、河口湖局(電話交換局) 収容から鳴沢局(同上) 収容に変更されていたが、五十二年六月富士桜収容となり、五十四年十月、その役割を果たして廃止された。」「(註記)(前略) 別荘団地の別名で呼ばれた。船津局と別荘間に約十キロの三十対ケーブルが架設され、船津吉田間の市外線を通して吉田局に収容された。工事費総額千五百万円余で三十八年十月十七日に自営PBXとして発足した。」

現在使用中の本村関係の局番は鳴沢、大田和、その他の地域関係を含めて八五番、富士別荘地域が八六番の局番を使用している。

(林 陽一郎)